様式第４号（第９条関係）

土佐清水市婚姻歴のないひとり親世帯に係る利用者負担金減免取消通知書

年　月　日

　　　　　　　　　　　　様

土佐清水市長　　　　　　　　　　印

年　月　日付で決定しました土佐清水市婚姻歴のないひとり親世帯に係る利用者負担金減免を下記の理由により取り消ししましたので，通知します。

記

１　減免対象児童氏名

２　減免取消日　　　年　月　日

３　取消理由

４　取消に伴う返還金

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 児童氏名 | 返還額 | 備考 |  | 児童氏名 | 返還額 | 備考 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |
|  | 円 | 年　月分 |  |  | 円 | 年　月分 |

【不服申し立て】

１　この決定について不服がある場合は，この書類を受け取った日の翌日から起算して３ヶ月以内に，行政不服審査法に基づき，土佐清水市長に対して審査請求することができます。

２　この決定の取消の訴えは，審査請求に対する裁定を経た場合に限り，その裁定があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内に，行政事件訴訟法の規定に基づき，土佐清水市（訴訟においては土佐清水市を代表する者は土佐清水市長となります。）を被告として提起することができます。ただし，(1)から(3)までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して３ヶ月を経過しても裁定決定がないとき。

(2) 処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　裁定があったことを知った日が６ヶ月以内であっても，裁定の日から１年を経過すると裁定決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

４　審査請求期間中であっても利用者負担金の納付は猶予されません。